

出勤者数の削減に関する取組内容等について

令和3年6月11日
日本政策金融公庫

1 定量的な取組内容

算定の対象とする従業員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な社員（全職員） ・対象とする部門又は職種：本店職員 ・現場作業が必要な部門又は職種：支店職員	出勤者削減率 －％（※）	出勤者削減率 本店職員：36.9％ （支店職員：25.0％） （5月1日～31日）

※【当公庫の基本スタンス】

公庫においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業・小規模事業者等のみなさまの個々の実情に応じて、資金繰りに支障が生じないよう親身かつ迅速な対応を行うことを最優先課題とし、そのための業務の遂行に支障をきたさない範囲で、在宅勤務を推進することとしています。

2 具体的な取組や工夫

（1）感染防止への具体的な取組内容

お客さま及び職員の感染防止対策として、以下の取り組みを実施しています。

- イ インターネットを利用した借入手続きやコールセンターの拡充等により、お客さまが店舗を訪問しなくても手続きができるような体制を整備
- ロ 店舗・執務スペースの換気対策、アクリルパネル及び手指消毒液の設置、マスク及びアルコールタオルの配付、外部業者による定期的な消毒作業を実施

（2）テレワーク推進等の出勤者数削減に向けた具体的な取組や工夫

イ テレワーク関連

- ・テレワーク用の職員端末及びモバイルルータを全職員に配付
- ・併せて、テレワークを前提としたセキュリティ対策を確保した社内システムを整備
- ・オンライン会議システムやビジネスチャット等のIT環境を整備
- ・テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定

ロ テレワーク関連以外

- ・会議や研修を原則オンライン化
- ・有給休暇の取得奨励
- ・時差出勤等の勤務時間の変更の奨励及び規則の改定

以上